

政令第三百二十五号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条の二第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「。」が」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）の円滑な開設を図るために行われる同項に規定する旧割当期限を平成十七年十一月三十日とする」を削り、「次項」を「以下この条」に改め、「に係る特定公示局」の下に「（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「十年」を「当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一 四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期限（法第七十一条の二第二項に規定する旧割当期限をいう。次号において同じ。）

を平成十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更 十年

二 九百メガヘルツから九百十五メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期限を平成二十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更 一年

第十二条第二項中「免許人等が」の下に「次の表の上欄に掲げる」を加え、「法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項の」を「同表の中欄に掲げる規定に規定する」に、「移動する無線局にあつては二〇円、移動しない無線局にあつては五七〇円」を「同表の下欄に掲げる金額」に改め、同項に次の表を加える。

前項第一号に掲げる周波数割当計画の変更	法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項	移動する無線局にあつては二〇円、移動しない無線局にあつては五七〇円
前項第二号に掲げる周波数割当計画の変更	法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項及び第七項	一円

附 則

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

理由

九百メガヘルツから九百十五メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期限を平成二十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更に係る特定公示局の免許人に加算される電波利用料について、加算される期間及び金額を定める必要があるからである。